

第3次岡山県消費生活基本計画（変更）に係る骨子案について

1 計画変更の趣旨

県では、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次岡山県消費生活基本計画と岡山県消費者教育推進計画を策定して、各種取組を進めている。

成年年齢を引き下げる民法の改正や電子商取引の増加等、消費生活を取り巻く環境が急速に変化する中、国の「消費者教育の推進に関する基本方針」（平成30年3月変更）などを踏まえ、県消費生活基本計画を変更する。

また、今年度で計画期間が終了する県消費者教育推進計画について、基本計画に統合し一体的な計画として、今後の消費者施策を、総合的・効果的に推進する。

区分	計画期間	計画の趣旨	根拠
消費生活基本計画	(第3次) H28～32年度	消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための消費生活に関する基本的な計画	消費生活条例第9条
消費者教育推進計画	H26～30年度	国の基本方針を踏まえた、県における消費者教育の推進に関する施策についての計画	消費者教育推進法第10条第1項

2 基本計画（変更）骨子案について

(1) 構成

章立ては、現計画のとおりとする。

- (第1章) 計画の基本的な考え方 … 消費者教育の意義等〈追加〉
- (第2章) 消費生活をめぐる現状と課題
- (第3章) 目標と取組 … (別紙) 体系案
- (第4章) 計画の進め方

(2) 計画の位置付け

消費生活条例第9条に規定する基本計画と消費者教育推進法第10条第1項に規定する県計画の両方の性格を併せ持つ計画とする。

(3) 計画の期間

平成31年度～平成32年度 ※現計画の残期間（2年間）

3 これまでの取組と課題

(1) 主な取組

- ・消費者教育コーディネーターの配置による県消費生活センターの拠点化
- ・発達段階に応じた消費者教育教材（7種）及び知的障害者向け教材を開発
- ・消費者被害防止のための消費者啓発セミナーを県内全域で実施
- ・地域における高齢者等の見守りネットワークづくりの促進
- ・特定商取引に関する法律等に基づく事業者の監視、指導等 など

(2) 主な課題

ア 消費者教育の推進

- ・民法の成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の増加が懸念
→ 学校教育等における実践的な消費者教育の一層の推進と人材の育成が必要
- ・消費者の特性に配慮した消費者教育の充実
→ 障害に応じて配慮された教材の開発や講座の実施等が必要
- ・幅広い年齢層でインターネットの日常的な利用が進む中、電子商取引等に伴うトラブルが多発
→ インターネットの利用に係るセキュリティやリスクなどへの意識を高め、情報リテラシーの向上を図ることも含む消費者教育の充実が必要

イ 地域における問題解決力の強化

- ・高齢者の単独世帯等の増加が見込まれる中、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺等による被害がさらに深刻化する恐れ
→ 市町村等における消費生活相談体制の充実や地域の状況に応じた見守りネットワークづくりなどの一層の促進が必要

ウ 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

- ・不適正な取引行為等を行う悪質な事業者が後を絶たず、その手口も、より複雑化・巧妙化
→ 引き続き、関係機関等と連携して、各種関係法令に基づく適切な対応が必要

4 今回の改正で盛り込む主な内容

(1) 基本目標・重点目標

- ・現計画の基本目標Ⅲ「自ら考え行動する消費者への支援」中の重点目標「消費者教育の推進」を、基本目標として位置付け、関連する4つの重点目標を設定する。
- ・(現計画) 基本目標：4、重点目標：13 → (変更計画) 基本目標：5、重点目標：16

(2) 計画期間中の重点施策

- ・重点施策1「消費者教育の推進」について、国の「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、柱となるテーマや新たな目標の設定を検討する。

(3) 消費者教育と他の消費者施策との連携の視点

〈連携例〉

- ・消費生活センターと学校が協働して消費者教育に取り組むことを通じて、生徒等の実際の消費者トラブルについても、円滑に連携して対応できる仕組みや関係性を築く。
- ・地域での高齢者等の見守りネットワークづくりを進めつつ、その枠組みを活用して、見守る側・見守られる側それぞれへの消費者教育を効果的に進める。

5 今後の予定

平成30年10月	第2回消費生活懇談会（素案）
～12月	パブリックコメント（素案）
平成31年1月以降	第3回消費生活懇談会、計画決定、公表

<第3次岡山県消費生活基本計画（目標値）進捗状況>

重点施策	指標項目	計画策定時	現況値	目標値 (H32)
1 消費者教育の推進	消費生活セミナーの受講者数	(H26年度) 6,843人	(H29年度) 5,796人	7,000人 /年度
	教員向け消費者教育講座の受講者数	(H26年度) 68人	(H29年度) 72人	(5年累計) 350人
2 地域における消費者問題解決力の強化	消費生活センターの設置市町村数 ② 人口5万人以上の市(6) ②人口5万人未満の市町村(21)	(H27. 10. 1) ① 4市 ② 3市	(H30. 4. 1) ① 5市 ② 5市	① 6市 ② 11市町村以上
	消費生活相談員を配置する市町村数	(H27. 4. 1) 15市町	(H30. 4. 1) 13市町	17市町村以上
	市町村消費生活相談窓口の認知度 :「名前も業務内容も知っている」 とした割合	県民意識調査 (H25. 11) 25.7%	—	30%以上
	「消費者安全確保地域協議会」 (※1)を設置した市(人口5万人以上)の数	—	1市 (他に5万人未満 : 1市)	6市
3 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化	全国消費生活情報ネットワークシステム(※2)を利用して情報収集を行う市町村数	(H27. 4. 1) 9市	(H30. 4. 1) 17市町	27市町村

(※1) 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

(※2) 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム（P I O -NET:パイオネット）

第3次岡山県消費生活基本計画(変更)に係る体系

現 計 画	変更計画 (案)
<p>基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保</p> <p>基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援</p> <p><u>1 消費者教育の推進 … (重点目標)</u></p> <p>① 体系的な消費者教育の実施 … (施策の方向)</p> <p>② 消費者教育の人材の育成</p> <p>③ 消費者に対する情報提供</p> <p><u>2 環境にやさしい消費生活の促進</u></p> <p>① 「もったいない」運動の実践</p> <p>② 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>3 消費者の組織活動の促進</p> <p>4 消費者の意見の反映</p> <p>基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済</p>	<p>基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保</p> <p>基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>基本目標Ⅲ 消費者教育の推進</p> <p>1 体系的な消費者教育の実施 … (重点目標)</p> <p>① 学校教育等での消費者教育の推進 … (施策の方向)</p> <p>② 地域社会での消費者教育の推進</p> <p>③ 家庭での消費者教育の推進</p> <p>④ 職域での消費者教育の推進</p> <p>2 消費者教育を担う人材の育成</p> <p>① 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上</p> <p>② 大学における教職員の指導力の向上</p> <p>③ 地域人材の育成</p> <p>3 他の関連する教育との連携</p> <p>① 環境教育との連携</p> <p>② 食育との連携</p> <p>③ 金融教育との連携</p> <p>④ その他の関連する教育との連携</p> <p>4 情報の提供と共有</p> <p>① 消費者への情報の提供</p> <p>② 消費者教育の担い手等との情報の共有</p> <p>※ ライフステージに応じた消費者教育の取組に関するマップ (仮称)</p> <p>基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援</p> <p>1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進</p> <p>① 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成 <追加></p> <p>② 「もったいない」運動の実践</p> <p>③ 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>④ 食品ロス削減の推進 <追加></p> <p>2 消費者の組織活動の促進</p> <p>3 消費者の意見の反映</p> <p>基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済</p>

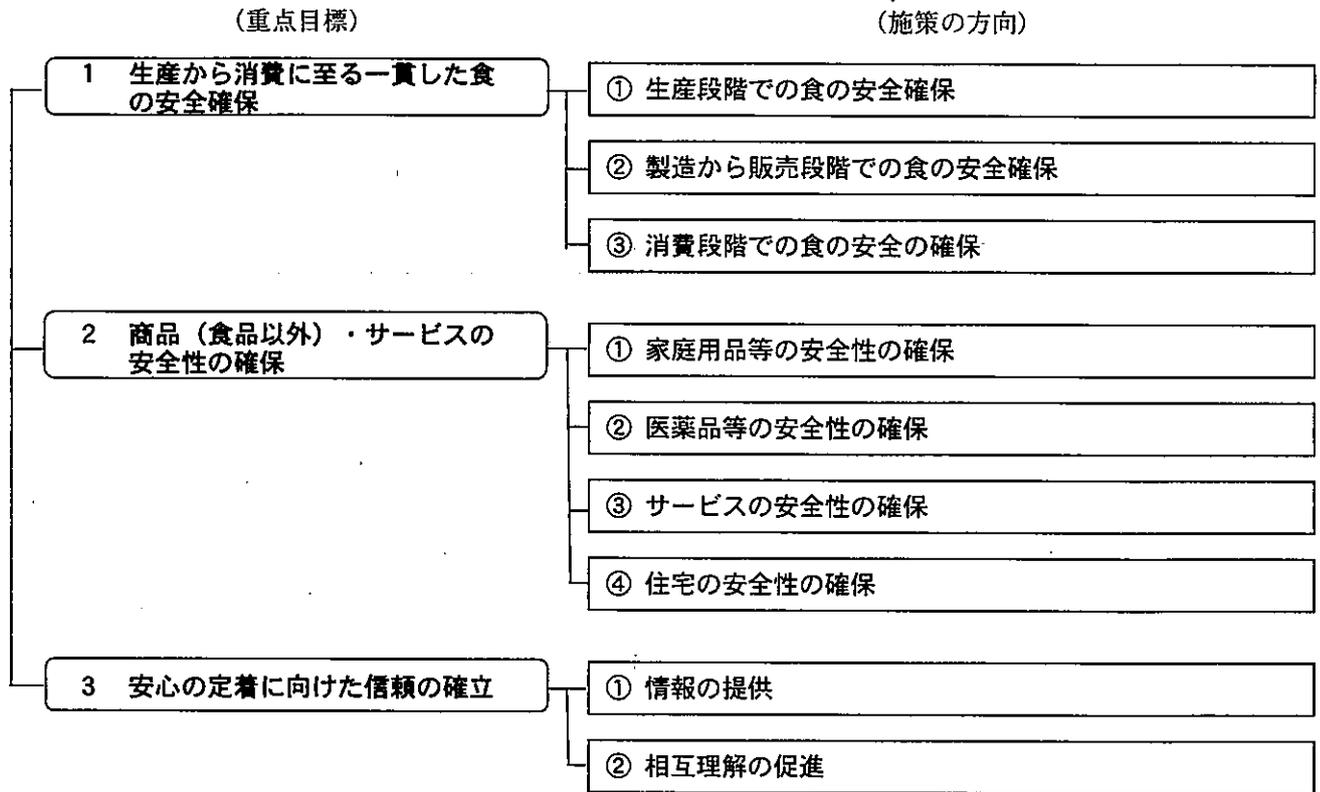
※現計画の基本目標Ⅲ「自ら考え行動する消費者への支援」中の重点目標「消費者教育の推進」を、基本目標として位置付けた上で、現消費者教育推進計画等を踏まえ、関連する4つの重点目標等を設定する。

基本計画の体系(案) <全体>

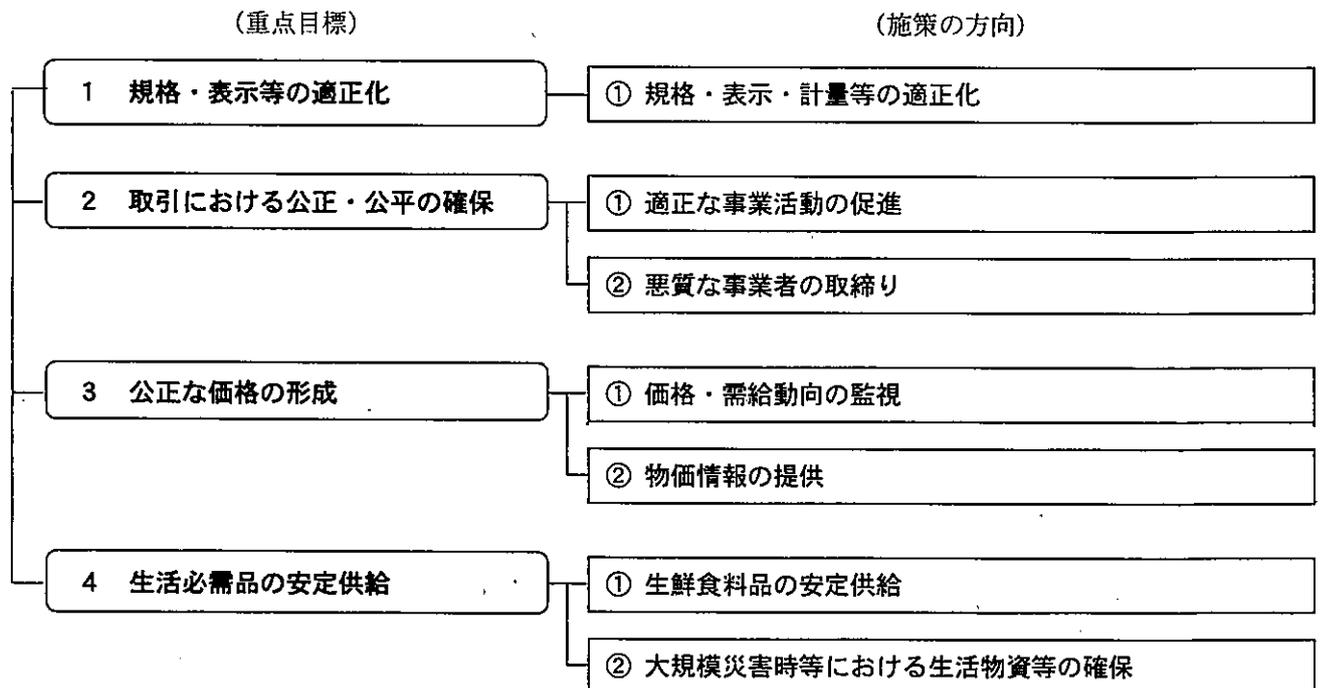
□ : 見直しの中心箇所

◎基本目標、重点目標と施策の方向

基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保



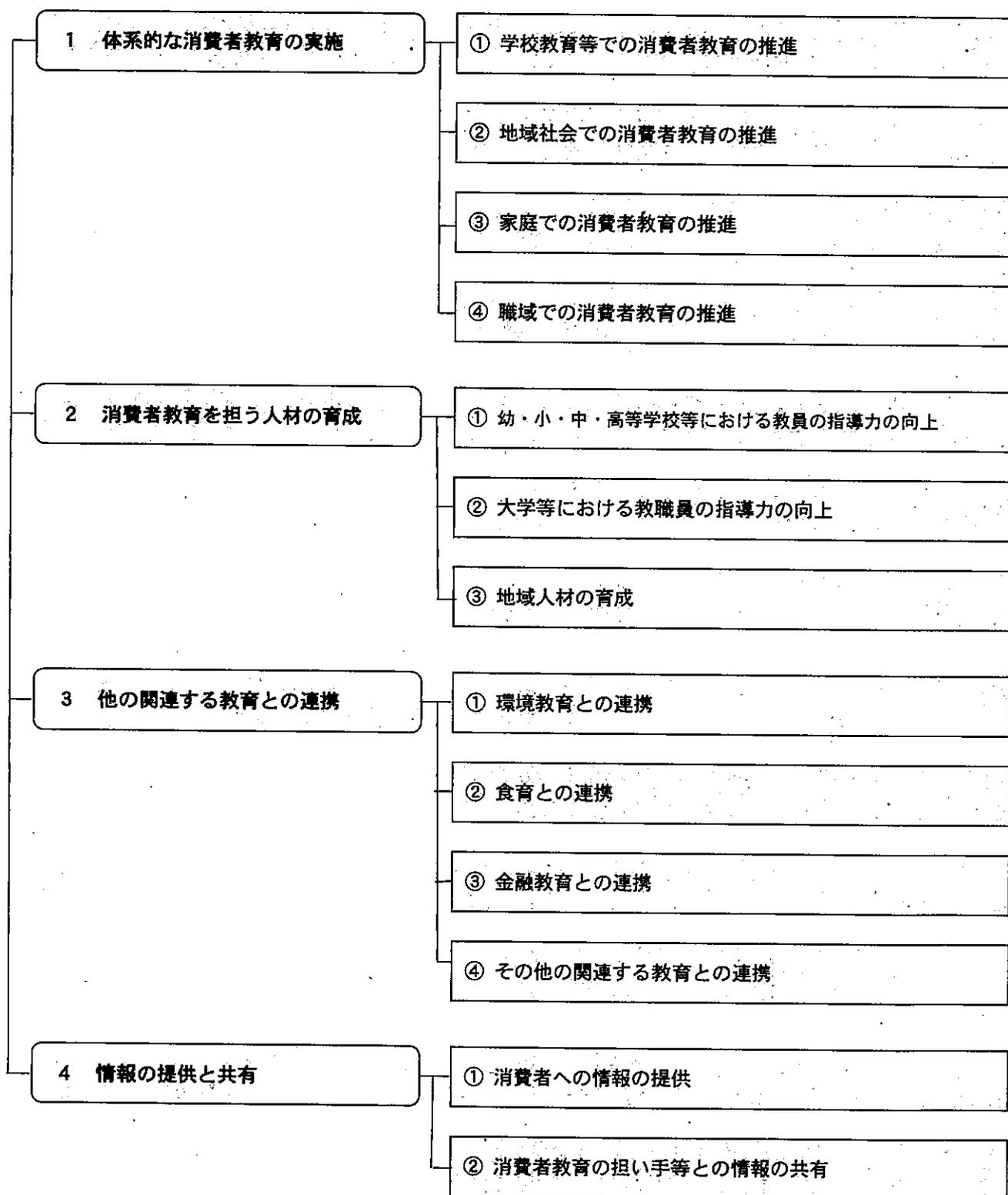
基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保



基本目標Ⅲ 消費者教育の推進

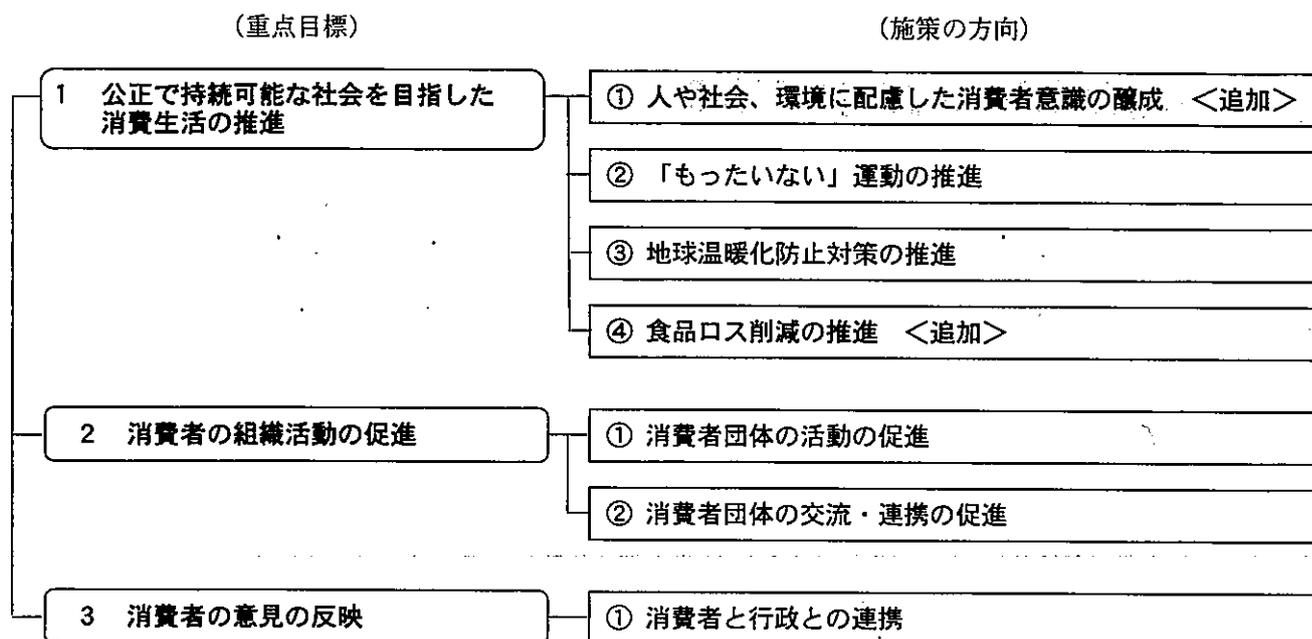
(重点目標)

(施策の方向)

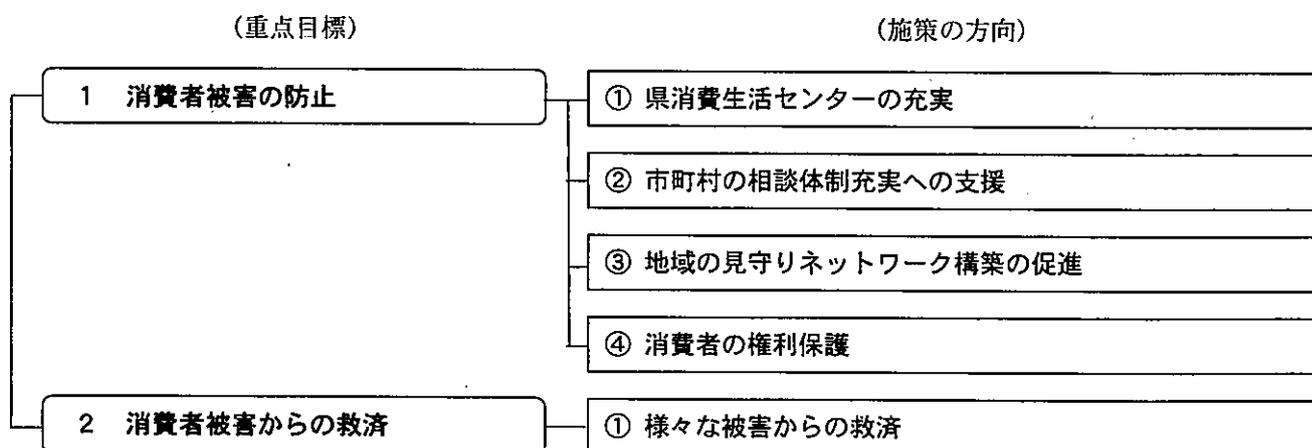


○ ライフステージに応じた消費者教育の取組に関するマップ (仮称) <追加>

基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援



基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済



◎計画期間中の重点施策

1 消費者教育の推進

※ 国の「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、柱となる取組テーマや新たな目標の設定を検討

< 国の基本方針の「当面の重点事項」 >

- (1) 若年者への消費者教育の推進
- (2) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

2 地域における問題解決力の強化

3 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

◎ 主な取組（施策・事業）の一覧 <追加>

○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)

概要 平成30年度～34年度の5年間を対象

○基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

○基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられることができる機会を提供するための、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要

○手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

当面の重点事項
1. 若年者の消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進
※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題
 ・家計消費は国内総生産(GDP)の過半数(291.9兆円/538.4兆円)
 ⇒消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提
 ・インターネット利用の拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相談件数の増加
 ・成年年齢下げについての検討も踏まえ、実践的な消費者教育の重要性
 ・社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識の高まり(SDGs)

消費者の自立を支援
 被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
 さらには、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成(消費者市民社会の形成に参画)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進のための取組の方向



・ライフステージに応じた様々な教育の場(学校、地域、家庭、職場等)を活用して効果的に消費者教育を行う
 ⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要

・消費者の特性(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫
 ⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、要支援者に対する教育については本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

○各主体の役割と連携・協働
 ・国と地方公共団体
 ・消費者行政と教育行政
 ・地方公共団体と消費者団体、事業者等

地域における多様な主体間のネットワーク化(結節点としての消費者教育推進地域協議会)

○他の消費生活に関連する教育との連携推進
 (環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主権者教育等)

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

学校
 (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)
 ・学習指導要領に基づく実践的な教育を推進
 ・その希実な実施について周知・徹底

地域社会
 (大学・専門学校等)
 ・自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待
 ⇒特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発

職場
 (消費生活センターの拠点化
 ・社会教育施設等の活用
 ・国からは情報提供等の支援
 ・見守りネットワーク構築の促進、その活用による消費者教育の実施)

人材(担い手)の育成・活用
 (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)
 教職員の指導力向上が必要
 ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実
 ⇒実態把握と必要な情報提供
 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進

育成・配置の促進
 (消費生活相職員や専門家(弁護士、司法書士、行政書士等)などの外部人材)

○食品と放射能に関する理解増進
 ○事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明
 ○食品表示の理解増進

【16都道府県、9政令市で設置済み】

IV 関連する他の消費者施策との連携 V 今後の消費者教育の計画的な推進

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
 様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現
 消費生活相職員、元教員、NPOの一員など
 消費生活相
 コーディネーター
 学校
 家庭
 職場
 多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整

当面の重点事項

基本方針は、消費者教育を総合的・一体的に推進するため、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教職員、消費生活相談員、地域福祉関係者、その他幅広い消費者教育の担い手の指針となるものである。そのため、消費者教育として必要な内容、効果的な手法、教育の担い手の在り方について、基本的な方向性を示すことを目的としている。

一方で、多様な主体が取り組む広範囲にわたる消費者教育は、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題を示すことで、時宜に応じて効果的に進められることが期待される。よって、今般の基本方針の変更に当たっては、以下の施策を当面の重点事項として示す。

1. 若年者への消費者教育

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることも踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、学校における消費者教育の推進を図る。

具体的な施策については以下のとおり。

- (1) 国は、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む実践的な教育を推進するため、その着実な実施について周知・徹底を図る。また、大学等における消費者教育について、全国の大学等に対し、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。
- (2) 国は、消費者教育の担い手である教職員の指導力向上のため、大学や教育委員会等における教員養成課程や現職教員研修等において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられ、充実するよう、実態把握と必要な情報提供を行う。また、独立行政法人国民生活センター等で実施されている教員向け研修等の活用を推進する。
- (3) 国は、学校と地域の消費者教育の担い手が連携・協働し、学校外の専門家を活用することによる消費者教育の充実を目指し、働き掛けを行う。また、地方公共団体においてコーディネーターの育成及び配置に取り組み、国はその促進のための支援を行う。

2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進

若年者への消費者教育に加え、年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しつつ、様々なライフステージに応じて生涯を通じた切れ目のない学びの機会を提供する。

具体的な施策については以下のとおり。

(1) 消費生活センターを地域における消費者教育の拠点として位置付け、様々な情報を集積し、地域住民に消費者教育を提供する場として、また、消費者教育の担い手を育成する場として活用するため、国は情報提供などの支援を行う。

加えて、消費生活センターを拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、コーディネーターの育成・配置の促進に向けた支援を行う。

(2) 地域における消費者行政部局と福祉関係部局、地域包括支援センター、社会教育施設等との連携を促進することにより、地域の実情等に応じた効果的な消費者教育が実施されるよう、国は、消費者安全確保地域協議会の構築を促進し、その枠組みを活用した消費者教育の実施と担い手の育成を進める。

3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

幅広い年齢層でインターネットが日常生活に浸透しており、さらに IoT などの活用により取引や情報発信の枠組みが大きく変革し、インターネットを通じた関係性が複雑化している。これらの有用性を理解しつつ、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについての意識を持つことや、情報リテラシーの向上を図ることも含む消費者教育を推進することの重要性に鑑み、必要な取組を検討し、実施する。

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(平成 30 (2018) 年 2 月 20 日 若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定)

※「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の「当面の重点事項」のうち、「1 若年者への消費者教育」を具体的に推進するためのアクションプログラム

1 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018 年度から 2020 年度の 3 年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

・学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（中略）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

・実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で 2016 年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017 年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020 年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考 1）

（中略）

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

・実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者等）の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。（活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。）（参考 2）

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

（中略）

(2) 大学等における消費者教育の推進

① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】

② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】

③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】（参考 3）
（以下、略）

< 目 標 >

参考 1	平成 32 (2020) 年度までに、「社会への扉」を活用した授業を、全ての都道府県、全高校で実施
参考 2	平成 32 (2020) 年度までに、消費者教育コーディネーターを全ての都道府県で配置
参考 3	全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進協議会を策定・設置

